

解答解説

2024後期・社福国試対策

刑事司法と福祉(58~63+②)、ソーシャルワークの基盤と専門職(64~69+③)

矯正施設出所者等に対する就労支援に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 刑務所出所者等総合的就労支援対策として、矯正施設が保護観察所と連携して就労支援を実施している。
2. 禁錮受刑者も刑務作業を行わなければならない。
3. 職親プロジェクトは、刑務所在所中や少年院在院中からの就労支援及び採用決定等を実施することによって対象者の円滑な社会復帰等を目的としている。
4. 就業支援センターでは、刑務所出所者等の就労に協力する「協力雇用主」と連携して就労を支援している。
5. 刑務所出所者等総合的就労支援対策は、非正規雇用も想定されている。

【正答】3

1. 誤り。2006年度より法務省と厚生労働省との連携により、刑務所出所者等総合的就労支援対策が実施され、矯正施設及び保護観察所並びにハローワークの連携のもとで的確な就労支援の早期実施により、刑務所出所者等の就労意欲を喚起し、就労のために必要な知識等について指導及び助言することである。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P36参照）
2. 誤り。禁錮刑受刑者が作業を希望した場合には、刑事施設長の許可のもと作業を行うことができる。（法務省矯正局<https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei10.html>3参照）
3. 正しい。刑務所出所者、少年院出院者の社会復帰には「就労」、「教育」、「住居」、「仲間づくり」が不可欠であるとの考えのもと、法務省、出所者・出院者を積極的に雇用する企業（職親企業）や専門家など、様々な分野での協力を得て官民一体となるプロジェクトが推進されている。（日本財団職親プロジェクト<https://shoku-shin.jp/about/>参照）
4. 誤り。「協力雇用主」と連携して就労を支援しているのは、全国103か所の更生保護施設や全国2か所の自立更生促進センターである。全国に2か所設置されている就業支援センターでは、自治体や民間団体と連携して農業の職業訓練を行っている。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P99参照）
5. 誤り。この就労支援対策は正規雇用を想定しており、雇用主の被雇用者への要求水準が高いため、知的能力に制約がある、職業上あるいは社会生活上の技能が不足している、日々の生活費に事欠き翌月の給料日まで賃金の支給を待てないなどハンディキャップを持つものには必ずしも有効に機能しないことも確かである。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P95参照）

5-9 社会内処遇に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 更生保護法に定める矯正施設収容者等に対する「生活環境の調整」は、主に刑務官が実施している。
2. 保護観察の対象者は、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者、婦人補導院仮退院者である。
3. 認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムとしては、「性犯罪」「ギャンブル」「暴力」「飲酒運転」の4類型がある。
4. 保護観察対象者は、一般遵守事項の一つとして、「保護観察中の転居又は7日以上の旅行をする時は、あらかじめ県知事の許可を受けなければならない」とされている。
5. 保護司は、国家公務員であり、保護観察官は民間ボランティアである。

【正答】2

1. 誤り。生活環境の調整は、保護観察所長の指示により主に保護観察官・保護司が行っている。生活環境の調整は、「その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求める」とその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものである。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P38、更生保護法第82条第1項参照）
2. 正しい。ただし、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立により、婦人補導院は現在廃止されている。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P24参照）
3. 誤り。保護観察対象者に対しては、一般遵守事項に加えて特別遵守事項を彼らの犯罪・非行の態様等に鑑みて設定することが可能であり（類型的処遇），現在実施されている専門的処遇プログラムは「性犯罪者処遇プログラム」「薬物再乱用防止プログラム」「暴力防止プログラム」「飲酒運転防止プログラム」である。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P29参照）
4. 誤り。更生保護法第50条第1項第5号「転居又は七日以上の旅行をするときは、あらかじめ、『保護観察所の長』の許可を受けること」とされている。
5. 誤り。保護観察官は、地方委員会の事務局及び保護観察所に設置され、医学、心理学、教育学等の更生保護に関する専門知識を有する国家公務員であり、保護司はそれぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事する民間ボランティアである。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P63、65参照）

△ 更生保護に携わる関係機関に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 自立更生促進センターは、各都道府県に設置されている。
2. 更生保護施設とは、主に保護観察所からの委託を受けて、保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、一定期間、宿泊場所や食事を提供し、就職援助や生活指導を行うことにより、円滑な社会復帰と自立を支援する民間施設である。
3. 自立準備ホームとは、民間の更生保護施設の収容力に限界があることなどを背景に法務省が設立した国営施設である。
4. 地域生活定着支援センターの実施主体は市区町村である。
5. 協力雇用主には、国からの報奨金等の支給はなされていない。

【正答】2

1. 誤り。自立更生促進センターは、受け入れ先を確保できない仮釈放者及び少年院仮退院者等を対象とし、保護観察所に併設した宿泊施設に宿泊させながら保護観察官による指導監督や就労支援施設を行う施設であり、全国4か所に設置されている。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P30、『刑事司法と福祉』中央法規出版（2021年）P173参照）
2. 正しい。2020（令和2）年4月現在、更生保護施設は全国に103施設ある。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P68、法務省『再犯防止推進白書』<https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/html/n2220000.html>参照）
3. 誤り。自立準備ホームとは、民間の更生保護施設の収容力に限界があることなどを背景に法務省が設立した宿泊施設であり、令和3年には447か所全国に設置されている。自立準備ホームは、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者に、保護観察所が宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託するものである（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P73参照）
4. 誤り。地域生活定着支援センターは、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする共栄施設退所者等に対し、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所まで一貫した相談支援を実施する機関であり、実施主体は都道府県である。また、令和3年度からは、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活が困難な人に対する支援も開始された（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P142参照）
5. 誤り。協力雇用主は、犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが困難な保護観察等の対象者を雇用し改善更生に協力する民間の事業主である。これは事業主側のボランティア活動であり、刑務所出所者等就労奨励金として年間最大で72万円が支給されている。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P75～76参照）

6/ 更生保護制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 保護観察官は保護観察所に配置される常勤の地方公務員である。
2. 保護司は非常勤の国家公務員である。
3. 保護観察官・保護司の行う更生保護は社会外処遇として実施される。
4. 仮釈放等の許否を判断する機関は、保護観察所である。
5. 刑事施設等の長から仮釈放を許すべき旨の申出がない場合には、仮釈放の許否に関する審理は開始されない。

【正答】2

1. 誤り。保護観察官は、地方更生保護委員会事務局、保護観察所に配置される常勤の国家公務員である。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P62参照）
2. 正しい。保護司は非常勤・一般職の国家公務員と位置づけられているが、給与は支給されず、民間ボランティアとして、無報酬で国の事務に従事する。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P65参照）
3. 誤り。保護観察官・保護司の行う更生保護は社会内処遇として実施される。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P23参照）
4. 誤り。仮釈放等の許否を判断する機関は、地方更生保護委員会である。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P17参照）
5. 誤り。刑事施設等の長から仮釈放を許すべき旨の申出がない場合でも、必要のある場合には、地方更生保護委員会は仮釈放の許否に関する審理を開始することができる。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P19参照）

62 保護観察に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 労役場からの仮出場に際して、保護観察に付される。
2. 保護観察中に、補導援護に違反すると、不良措置をとられる場合がある。
3. 更生保護の保護観察中に、必要に応じて応急の救護と更生緊急保護が行われる場合がある。
4. 特定の犯罪的傾向を改善するための、性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラムは法務大臣が定める。
5. 更生緊急保護は、最大2年を超えない範囲内で行われる。

【正答】 4

1. 誤り。労役場からの仮出場に際して保護観察に付されることはない。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P16参照）
2. 誤り。保護観察中に、指導監督に違反すると、不良措置をとられる場合がある。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P25参照）
3. 誤り。更生保護の保護観察中に、必要に応じて応急の救護が行われる場合はあるが、更生緊急保護の行われる場合はない。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P27, P43～44参照）
4. 正しい。各プログラムが法務大臣の定める専門的処遇として用意され、特定の犯罪傾向が認められる者について処遇を受けさせて当該傾向を除去する。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P29参照）
5. 誤り。更生緊急保護は、最大1年を超えない範囲内で行われる。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P44参照）

63 医療観察制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 医療観察制度における審判は、精神保健福祉分野に詳しい裁判官1名のみが担当する。
2. 医療観察制度における保護観察所の関りを担うのは保護観察官である。
3. 指定入院医療機関への入院は、入院処遇ガイドラインにより、おおむね18か月以内の退院を目指すこととされている。
4. 指定通院医療機関への通院は、原則3年間とされ、通院期間の延長は原則的に行われない。
5. 通院期間中は、本人の病状に応じて、常に、医療観察制度における対応が行われる。

【正答】 3

1. 誤り。医療観察制度における審判は、裁判官1名と精神科医である精神保健審判員1名による合議体として行われる。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P107参照）
2. 誤り。医療観察制度における保護観察所の関りを担うのは社会復帰調整官である。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P105参照）
3. 正しい。退院後の地域生活を視野に、地域においても入院初期の段階から、退院に向けた取組みを継続的に行っていくことが重要となる。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P109参照）
4. 誤り。必要の認められる場合には、地方裁判所は2年を超えない範囲で通院期間を延長することができる。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P113参照）
5. 誤り。本人の病状に応じて精神保健福祉法に基づく入院が行われることもある。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P111参照）

- ① 事例を読んで、保護観察中にD保護観察官と、F保護司が、Lさんに対して行う業務のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

【事例】

Lさん（40歳）は懲役6年の刑の確定後、刑事施設に収容されて2年経過したが、刑事施設では自分の罪を悔いて、改悛の情も見られている。保護観察所のD保護観察官と、F保護司はLさんの今後に対応する予定である。

1. 刑事施設の長は、刑法に規定する法定期間が経過するため、通告しなければならない。
2. 刑事施設の長の通告先は、保護観察所である。
3. D保護観察官と、F保護司はLさんの更生保護に向けて、当初から、一般遵守事項と特別遵守事項の双方による保護観察を行う。
4. Lさんは、保護観察となると4号保護観察となる。
5. 必要な住居等の生活環境調整は、Lさんの仮釈放後に実施する。

【正答】 1

1. 適切。有期刑の法定期間は、執行するべき期間の3分の1の期間を経過する末日とされ、Lさんの場合、法定期間は2年である。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P18参照）
2. 適切でない。刑事施設の長の通告先は、保護観察所ではなく、地方更生保護委員会である。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P18参照）
3. 適切でない。特別遵守事項については、類型該当性のある場合に定められる。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P28参照）
4. 適切でない。Lさんは、3号保護観察となる。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P32～33参照）
5. 適切でない。Lさんの仮釈放前から生活環境調整を実施する。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P37参照）

(2) 事例を読んで、次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

〔事例〕

両親との関係が悪いA少年（17歳、男性）はその憂さをはらすためB少年と飲酒を繰り返し、そのお酒を得るためにB少年と共に謀して万引きを繰り返していた。その結果、警察に捕まり家庭裁判所の審判で少年院に入所することになった。そして、今回仮退院が許されて両親の下ではなく更生保護施設に入所することになった。

1. A少年が許された仮退院は家庭裁判所が決定する。
2. A少年の保護観察のことを3号観察と言う。
3. 更生保護施設の多くは社会福祉法人により設置運営されている。
4. 特別遵守事項として「共犯者との交際を絶ち、一切接触しないこと」が付く。
5. 特別遵守事項を変更することはできない。

【正答】4

1. 誤り。仮退院の許否等を判断する機関は、地方更生保護委員会である。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P17参照）
2. 誤り。3号観察は刑務所からの仮釈放者のことを言い、少年院からの仮退院者の保護観察は2号観察と言ふ。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P24参照）
3. 誤り。2016年4月現在、更生保護施設は全国に103施設ある。このうち100施設は、更生保護法人により設置運営されている。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P68参照）
4. 正しい。A少年はB少年と共に謀して万引きを繰り返していたことにより、再非行を防止するために特別遵守事項として「共犯者との交際を絶ち、一切接触しないこと」が付けられる。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P280参照）
5. 誤り。特別遵守事項の変更是ある。即ち、現在更生保護施設に入所している間は、「更生保護施設の規則で禁じられた無断外泊をしない」という特別遵守事項が付されるが、更生保護施設を退所すれば、この特別遵守事項は不要ないので取り消される。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P30参照）

14 社会福祉士及び介護福祉士法に規定されている社会福祉士に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 社会福祉士になるにあたって、特に「欠格事由」は規定されていない。
2. 社会福祉士には業務独占の領域はいかなる場合もみられない。
3. 社会福祉士は所属組織の信用を失墜する行為をしてはならない。
4. 社会福祉士は業務に関して知り得た個人情報は、福祉サービス関係者には必ず開示しなければならない。
5. 社会福祉士の名称の使用は、登録を受けた後でなければならない。

【正答】 5

1. 誤り。同法第3条の1~4に欠格事由が定められている。例として、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者」が挙げられる。（同法第3条の2参照）
2. 誤り。同法第48条に「社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。」と規定されているが、地域包括支援センターへの社会福祉士の原則配置など限定的ではあるものの業務独占の領域も存在している。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P3 参照）
3. 誤り。同法第45条において「社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。」と規定されており、所属組織に対しての行為と規定されているものではない。
4. 誤り。同法第46条において、「社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。」と規定されており、福祉サービス関係者と言えども正当な理由が存在しなければ開示してはならない。
5. 正しい。社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならず（同法48条）、社会福祉士試験に合格した者は、社会福祉士となる資格を有し（同法第4条）、その者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に登録を受けなければならない。（同法28条）と規定されている。

- 65 2014年の「ソーシャルワークのグローバル定義」に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。
(注) 「ソーシャルワークのグローバル定義」とは、2014年7月の国際ソーシャルワーカー連盟（IISW）と国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）の総会・合同会議で採択されたものを指す。

1. ソーシャルワークは、人々ではなく、さまざまな構造に働きかけるものであるとした。
2. ソーシャルワークの中核をなす、社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は対立しない。
3. ソーシャルワークの知は、特定の実践環境や西洋の諸理論を重視する。
4. ソーシャルワークは、専門職による実践に基づいたものであり、学問ではないとした。
5. 「ソーシャルワークのグローバル定義」において初めて、各国および世界の各地域で展開してもよい、と示された。

【正答】5

1. 適切でない。定義では、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける、とある。これは、「ソーシャルワークは、人々が主体的に生活課題に取り組みウェルビーイングを高められるよう人々に関わるとともに、ウェルビーイングを高めるための変革に向けて人々とともにさまざまな構造に働きかける」という意味合いで理解するのが良い。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P24, 30参照）
2. 適切でない。多様性の尊重とは、人種・階級・言語・宗教・ジェンダー・障害・文化・性的指向などの多様性が尊重されるべきである、ということである。しかし、「文化」等の名において、一部の人の権利が侵害される場合がある。たとえば、女性や同性愛者などのマイノリティの権利（生存権さえも）が文化の名において侵害される場合などである。ソーシャルワークは、基本的人権を守るべく、さまざまな文化的な背景に対して、異議、建設的な提案、共同体全体の変化を促していく。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P28, 29参照）
3. 適切でない。定義では、ソーシャルワークの基盤となる知として、民族固有の知が明示されたが、この知は、西洋（もしくは欧米）の理論に依らない、先住民たちの知のことである。この背景には、これまでの西洋の植民地主義や支配への反省があり、新たな定義のなかに、明確に西洋以外の先住民を含めた諸民族固有の知が重みをもって位置づけられたのである。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P30参照）
4. 適切でない。定義では、ソーシャルワークは「実践に基づいた専門職」であり、また、「学問」でもあるとされている。ソーシャルワークという学問そのものが実践に基づいたものであるゆえ、専門職業と切っても切れない関係にある。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P33, 34参照）
5. 適切。この定義で初めて、「この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい」と示された。この定義を基にして、それぞれの置かれた社会的・政治的・文化的な状況に応じた独自の定義を作ることができるところとなったのである。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P24参照）

66

相談援助の理念に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

1. 利用者本位とは、利用者の立場に立ち、利用者の意思を最大限尊重することをいう。
2. ノーマライゼーションの理念が具現化してきたのは1850年代のイギリスにおいてと言われている。
3. 自立支援とは、単に身体的自立を支援するものである。
4. ケースアドボカシーとは、ある特定の社会階層や属性に属する人すべてに良い影響が与えられるような活動のことである。
5. ストレングス・ペースペクティブは、クライエントの抱える弱さに着目し、それを強化する。

【正答】1

1. 適切。利用者本位という考え方では、援助する側の都合や価値観をもとに援助を行ってはならない。利用者本位の社会福祉サービスが提供されるためには、いくつかの仕組みづくりが必要とされ、現代の日本社会においては権利擁護の仕組み、事業の透明性の確保、サービス内容の第三者評価の仕組みなどが導入されている。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P104～105参照）
2. 適切でない。ノーマライゼーションの理念は1950年代にデンマークで知的障害のある人たちの親の会の活動を通して具現化してきたとされている。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P131参照）
3. 適切でない。自立とは、身体的自立、心理的自立、社会関係的自立、経済的自立と考えることができ、これらの自立は、人びとがその生活をみずから決定し、制御し、自己の実現を求めて努力しうる状態（人格的自立）を目指すための手段と考えられる。その人格的自立を達成することができるよう支援することが自立支援といえる。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P125～126参照）
4. 適切でない。選択肢はクラスアドボカシーの説明である。ケースアドボカシーとはミクロレベルのアドボカシーで、クライエントが公的扶助や福祉保健医療サービスが利用できるように、クライエントの人権を十分に尊重しながら、クライエントとともに得られるようにすることをいう。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P113～114参照）
5. 適切でない。ストレングス・ペースペクティブでは、クライエントやクライエントの家族、地域などのストレングス（強さや能力、可能性等）に着目する。クライエントが抱える問題を解決するために、クライエント自身がストレングスを十分に活用できるように支援する。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P127参照）

67 ソーシャルワークの形成過程に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. バーネット (Barnett, S.) はトインビーホールを創設し、セツルメントの活動を最初に組織的に行った。
2. マイルズ (Miles, A.) は、人間の心理的な側面に傾倒しているケースワークに対し、社会環境への視点を取り戻すべきとして、「ケースワークは死んだ」という論文を発表した。
3. キリスト教青年会 (YMCA) は祈祷会や聖書研究会の活動を行うことを目的に設立され、のちのケースワークの源流の一つとなった。
4. パールマン (Perlman, H.) は、社会問題へ対応できないソーシャルワークの批判と、その有用性が疑問視されるなかで、「リッチモンドに帰れ」と主張した。
5. 慈善組織協会の友愛訪問と呼ばれる個別の訪問活動は、グループワークの発展につながった。

【正答】1

1. 正しい。セツルメントの活動を最初に組織的に行ったバーネット (Barnett, S.) は、ロンドンの貧民街に住み込むなどし、トインビーホールの初代の館長に推薦された。セツルメント運動とは、知識や財産をもつものがスラム街に入り込み、社会的に弱い立場にある人たち、生活に困窮している人たちやその家族と生活を共にしながら、人間的な接觸を通じて地域の社会福祉の向上を図ろうとする事業の展開であり、三つのR、「住み込み (residence)」「調査 (research)」「改良 (reform)」を中心とした活動を行った。
(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版 (2015年) P56, 57参照)
2. 誤り。マイルズ (Miles, A.) は、人間の心理的な側面に傾倒しているケースワークに対し、社会環境への視点を取り戻すべきとして、「リッチモンドに帰れ」と主張した。「ケースワークは死んだ」という論文を発表して、ケースワークの存在意義を問い合わせたのは、パールマン (Perlman, H.) である(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版 (2015年) P79, 80, 81参照)
3. 誤り。キリスト教青年会 (YMCA) は祈祷会や聖書研究会の活動を行うことを目的に1844年に設立され、やがて身体活動などもプログラムに取り込んでいった。また、女性の祈祷者組合と看護師チームが合併して1855年にキリスト教女子青年会 (YWCA) が設立され、聖書研究会や宗教集会、さまざまな勉強会、社会活動、職業安定所、そしてクラブ活動などが行われ、のちのグループワークの源流の一つとなった(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版 (2015年) P59参照)
4. 誤り。パールマン (Perlman, H.) は、さまざまな社会問題の解決に向けて、人間の個別の生活状況にかかわるケースワークも含めた、多様な社会的活動が、相互に機能分担しながら協調することが必要であるということを主張し、そのなかにケースワークの再生の道があると期待した。(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版 (2015年) P81参照)
5. 誤り。慈善組織協会の友愛訪問と呼ばれる個別の訪問活動は、ケースワークの発展に繋がっている。
(『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版 (2015年) P55参照)

68 相談援助専門職に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

1. 福祉事務所に配置される現業員とは、現業事務の指導監督をつかさどる者のことである。
2. 児童相談所に配置される児童福祉司とは、心理検査やカウンセリングなど、主に心理的な側面からの支援を行う者のことである。
3. 市区町村社会福祉協議会には、地域住民に身近な社協として、地域住民からの福祉に関する相談や地域の福祉ニーズへの対応などの活動の推進を目的として福祉活動専門員が配置される。
4. 婦人相談所に配置される婦人相談員とは母子及び父子並びに寡婦福祉法を根拠としている。
5. 介護老人福祉施設に配置される生活相談員は、社会福祉士でなければならない。

【正答】3

1. 適切でない。選択肢は査察指導員の説明である。福祉事務所に配置される現業員とは、相談面接や生活指導、家庭訪問などを行う者のことである。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P199参照）
2. 適切でない。選択肢は児童心理司の説明である。児童相談所に配置される児童福祉司とは、児童相談所長の命を受けて、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な調査や支援、家族関係の調整等を行う者のことである。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P201参照）
3. 適切。選択肢の通りである。なお、都道府県社会福祉協議会には、区域内の福祉に関する事業や各市区町村社会福祉協議会間の連絡・調整等の活動の推進を目的として福祉活動指導員が配置される。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P203参照）
4. 適切でない。婦人相談員の根拠法は売春防止法である。婦人相談員とは要保護女子（性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子）につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うもののことである。（同法第35条の3）
5. 適切でない。介護老人福祉施設において生活相談員とは、各種相談対応、関係各所への連絡・調整など、介護サービスの窓口としての役割を担う職種のことである。配置基準については厚生労働省令にて規定があるが、その資格要件については各自治体ごとに取り扱いが異なっているのが現状である。（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第2条参照）

69

事例を読んで、ジェネラリスト・ソーシャルワークの視点に基づく支援として、この時点でのB地域包括支援センターのD相談員（社会福祉士）の対応として、適切なものを2つ選びなさい。

【事例】

担当地区の民生員Aさんより、B地域包括支援センターに、Cさん（80歳、男性）についての相談の電話があり、D相談員（社会福祉士）がCさんの自宅を訪問した。Cさんは、昨日の朝8時、散歩に行くと言って出ていったが16時間後、近くの商店街を一人で歩いているところを民生員Aさんが発見した。Cさんは「どこを歩いてきたか覚えていない。」と話している。Cさんは、寝たきりの妻と二人暮らしで子どもはない。このままで、再び徘徊し、事件・事故に遭遇する可能性があるが、本人は自宅での生活を望んでいる。

1. 困難な事例であるので、Cさんへの支援についてはB地域包括支援センターが一手に引き受ける。
2. 訪問を重ね、Cさんと妻に介護老人福祉施設への入所を勧める。
3. 医学的な判断が必要な状況であると考え、Cさんのかかりつけ医に協力依頼をする。
4. B地域包括支援センターが担当している地域に、Cさんと同じようなニーズが発生していないかを調査し、確認する。
5. 近隣住民や商店街に協力を要請し、発見と見守りの機能を強化する。

【正答】4;5

1. 適切でない。Cさんについては、B地域包括支援センターだけで支援を検討するのではなく、地域にある資源の活用という重層的なサポートシステムを形成し、その実践を展開することが重要である。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P184, 185参照）
2. 適切でない。ジェネラリスト・ソーシャルワークにおいては、一人のクライエントとの一対一の対応だけでなく、家族、グループ、施設、組織、地域など複数の人で構成される「マルチパーソンクライエントシステム」における相互作用を促進し、Cさんの気持ちに寄り添うことが重要。選択肢のように介護老人福祉施設への入所では、Cさんのニーズに応えることが出来ない。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P185, 186参照）
3. 適切でない。「マルチパーソン援助システム」の活用により、アプローチの対象や方法を広げる視点が必要である。Cさんについては、医師だけに協力を依頼するのではなく、地域にある資源の活用という重層的なサポートシステムを形成し、その実践を展開することが重要である。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P184, 185参照）
4. 適切。ジェネラリスト・ソーシャルワークは、「システム理論とエコシステム」の特性をもち、そのストレス（問題や障害）が決して一つの要素に起因するとは捉えない。よって、個人や家族といった小さなシステムだけではなく、それらの上位システムである地域との交互作用にも意識を向ける必要がある。今回はCさんだけの問題と捉えず、地域にも同じようなニーズを抱えている者がいないのか、という視点で活動する必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P181 参照）
5. 適切。ジェネラリスト・ソーシャルワークは、総合的かつ包括的な相談援助であり、その援助体制を形成することが重要となる。ネットワークを組む援助システムには、いくつか組み合わせがあり、その類型は、①専門職だけで構成された援助システム、②地域住民やボランティアなどのインフォーマルサポートの担い手で構成された援助システム、③専門職とインフォーマルサポートの担い手の両方で構成された援助システムに整理される。Bさんへの支援についても、「個」と「地域」を一体的にとらえて働きかける点と面の融合によるアプローチを心掛ける必要があり、地域住民や商店街による発見と見守り機能の強化を目指す。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P164～165, P179 参照）

①

事例を読んで特別養護老人ホームに勤務するB生活相談員（社会福祉士）の抱えた倫理的ジレンマに該当するものとして、社会福祉士の倫理綱領（日本社会福祉士会）と照らし合わせたときに、その組合せとして、最も適切なものを1つ選びなさい。

【事例】

R市に住むAさん（84歳、女性）は要介護3で認知症があり、デイサービスを週に3回利用していた。今まで遠方に住む家族がなんとか生活を支えていたがそれも限界が近づいており、早期の施設入所の検討をしている。そこで施設生活に慣れるためショートステイ利用することとなったが、予め本人に伝えると嫌がり、施設利用ができないかもしれないとの家族の希望で、本人には内緒で施設への利用送迎をB生活相談員がすることになった。

1. プライバシーの尊重と利用者との関係
2. 情報の共有と社会的信用の保持
3. 利用者の自己決定の尊重と利用者の利益の最優先
4. 秘密の保持と受容
5. 利用者の意思決定能力への対応と記録の開示

【正答】 3

1. 適切でない。プライバシーの尊重とは「社会福祉士は、利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得る。」ことであり、利用者との関係とは「社会福祉士は、利用者との専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。」ことである。この組合せは事例の倫理的ジレンマとしては該当しない。
2. 適切でない。情報の共有とは「社会福祉士は、利用者の援助のために利用者に関する情報を関係機関・関係職員と共有する場合、その秘密を保持するよう最善の方策を用いる。」ことであり、社会的信用の保持とは「社会福祉士は、他の社会福祉士が専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。」ことである。この組合せは事例の倫理的ジレンマとしては該当しない。
3. 適切。社会福祉士の倫理綱領によると、利用者の自己決定の尊重とは「社会福祉士は、利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していくように援助する。」ことであり、利用者の利益の最優先とは「社会福祉士は、業務の遂行に際して、利用者の利益を最優先に考える。」ことである。この事例では本人の自己決定が尊重出来ているとは言えないが、そうしないと家族の状況から本人の生活への影響が大きい（利用者の利益を損なう）と考えられるため該当する。
4. 適切でない。秘密の保持とは「社会福祉士は、利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。秘密の保持は、業務を退いた後も同様とする。」ことであり、受容とは「社会福祉士は、自らの先入観や偏見を廃止、利用者をあるがままに受容する。」ことである。この組合せは事例の倫理的ジレンマとしては該当しない。
5. 適切でない。利用者の意思決定能力への対応とは「社会福祉士は、意思決定能力の不十分な利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。」ことであり、記録の開示とは「社会福祉士は、利用者から記録の開示の要求があった場合、本人に記録を開示する。」ことである。この組合せは事例の倫理的ジレンマとしては該当しない。

② 日本の社会福祉の発展に寄与した人物に関する次の記述のうち記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 小河滋次郎は、ドイツのエルバーフェルト制度を参考に、済世顧問制度を創設した。
2. 片山潜は、神戸でセツルメント運動を行った。
3. 糸賀一雄は滋賀県に「近江学園」を設立し、戦災で家族を失った浮浪児や知的障害のある児童を支援した。
4. 横山源之助は、「ケース・ウォークの技術」を著した。
5. 谷川貞夫は、聖路加国際病院に開設された医療社会事業部に医療ソーシャルワーカーとして採用された。

【正答】 3

1. 誤り。済世顧問制度を創設したのは笠井信一である。また、民生委員の父と呼ばれたのは林市蔵である。小河滋次郎は、大阪府知事であった林市蔵と協力し、ドイツのエルバーフェルト制度を参考に、方面委員制度を創設した。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P66参照）
2. 誤り。神戸でセツルメント運動を行ったのは、賀川豊彦である。片山潜は、東京にキングスレー・ホールを設立した。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P60 参照）
3. 正しい。糸賀一雄は近江学園の実践を「この子らを世の光に」という著書にまとめた。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P129参照）
4. 誤り。横山源之助は「日本之下層社会」を著した。「ケース・ウォークの技術」を著したのは竹内愛二である。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P54, 76参照）
5. 誤り。医療ソーシャルワーカーとして採用されたのは、浅賀ふさである。谷川貞夫は、「ケース・ウォーク要論」を著した。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P66, 76参照）

(3)

セツルメント運動に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. セツルメントの3つのRとは、「住み込み（residence）」「調査（research）」「届ける（reach）」である。
2. セツルメント運動を最初に組織的に行ったのは、アメリカのジェーン・アダムズ（Addams,J.）である。
3. セツルメント運動とは、知識や技術をもつものがスラム街に通い、支援をすることである。
4. トインビー・ホールでは、第一に行う事業を社会調査とそれに基づく社会改良の世論喚起とした。
5. ジェーン・アダムズ（Addams,J.）は、ロンドンで見学したトインビー・ホールに影響を受け、1889年にハル・ハウスを設立した。

【正答】 5

1. 誤り。「届ける（reach）」ではなく、「改良（reform）」である。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P56参照）
2. 誤り。セツルメント運動を最初に組織的に行ったのは、イギリスのバーネット（Barnett,S.）である。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P56参照）
3. 誤り。セツルメント運動とは、知識や技術をもつものがスラム街に入り込み、人間的な接触を通じて地域の社会福祉の向上を図ることである。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P56参照）
4. 誤り。トインビー・ホールではクラブや講座などさまざまな形態での労働者、児童の教育を第一の事業とした。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P57参照）
5. 正しい。ジェーン・アダムズ（Addams,J.）は、1888年にロンドンでトインビー・ホールを見学し、1889年にアメリカのシカゴにハル・ハウスを設立した。（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規出版（2015年）P57参照）